

健康経営[®]で職場をもっと元気に！

「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康づくりに積極的に取り組むことで企業の生産性を高めていく経営手法のことです。

※「健康経営[®]」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です

事業所で健康づくりに取り組むと...

生産性の向上

- モチベーションの向上
- 欠勤率の改善
- 業務効率上昇

リスクマネジメント

- 事故、不祥事の予防
- 労災発生の予防

企業のイメージアップ

- 対内的、対外的イメージの向上
- 離職率の減少



健康経営の
第一歩！

福井支部では1500事業所以上が取り組んでいます！

「健康づくり宣言」から始めましょう！

「健康づくり宣言」とは事業主が企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言するものです。宣言することで従業員と一丸となって取り組み、心身ともに健康な職場を目指しましょう。企業の健康課題に応じた様々な取り組みについて、協会けんぽ福井支部がサポートさせていただきます。



エントリー方法等、詳しくは福井支部ホームページをご確認ください。

エントリーされた事業所へのサポート！

健康測定機器の無料レンタル！

血管年齢測定器、心と身体のバランス度測定器など、6種類の中から希望する1種類の無料貸し出しを行っております。

※数に限りがあります。



事業所カルテの提供

事業所の健診結果や生活習慣をグラフ等で「見える化」したものです。支部平均等と比較することができます。

※提供は健診結果の登録が10名以上の事業所に限ります。



ロゴマークの使用

宣言後はロゴマークを使用いただけます。名刺等に活用して、健康経営への取り組みを積極的にアピールしましょう。



【お問い合わせ先】企画総務グループ 0776-27-8300(音声ガイダンス④)

マイナンバーカードの有効期限にご注意ください

4つのポイント

1 2種類の有効期限

CHECK

マイナンバーカードには、①発行時から10年（未成年者は5年）のカード本体の有効期限と、②発行時から5年の電子証明書の有効期限の2種類が設定されています。

2 マイナ保険証の利用について

マイナ保険証の利用に当たっては、マイナンバーカードの電子証明書をを用いて本人認証を行っているため、期限内に適切に更新していただく必要があります。電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証としてだけでなく、マイナポータルを通じた電子申請や、コンビニ交付等の各種手続きができなくなります。

3 医療保険の資格への影響

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、医療保険の資格の付与とは別に定められているものであり、電子証明書の有効期限切れとともに、医療保険の資格自体が喪失するものではありません。

4 有効期限の通知について

電子証明書の有効期限を迎える方には、期限の2～3か月前を目途に「有効期限通知書（お知らせ）」が送付されます。住所地の市町の窓口で更新の手続きをお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設) TEL:0120-95-0178

電子証明書の有効期限が切れてしまった場合は...

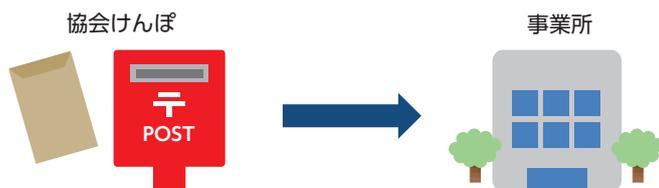
電子証明書の有効期限が切れても、有効期限切れから3か月間（※有効期限満了日が属する月の末日から3か月間）は医療機関等を受診できますので、その期間に更新をお願いします。

ただし、お手元に有効な健康保険証もなく、電子証明書の更新手続きもされなかった場合には、協会けんぽから資格確認書（※1）が発行されます。

発行された資格確認書については、**被保険者がお勤めの事業所**にお送りします。（※2）

※1 資格確認書とは、マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができる証明書（カード）です。

※2 扶養に入られている方の資格確認書についても、被保険者がお勤めの事業所にお送りします。



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル TEL:0570-015-369

資格確認書イメージ

